

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H26・4・18 第134回総会; 松本市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 県 担当部局 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	2 介護職員の処遇改善による介護事業者の安定的な事業運営のための恒久的な制度の確立について		
提案市	佐久市		
提案要旨	<p>介護職員の安定的な確保・定着と介護事業者が安定した事業運営ができるよう、介護職員の処遇改善加算を見直し恒久的な制度として確立することを要望する。</p>		
提案理由	<p>平成21年度から実施した介護職員処遇改善交付金制度は、24年度の介護報酬改定により介護報酬に組み込まれ、介護報酬処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、処遇改善加算は継続性が不透明であり、廃止された場合に経営者側と労働者側に与える影響が大きく、不安を抱えている事業所が多いことから、制度を改善することにより多くの事業者が処遇改善に取り組み安定的な事業運営ができると考える。</p>		
現況及び課題等	<p>加算制度は、「経過的な取り扱い」として設けられたものであるため、継続については不透明な状況である。</p> <p>超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いていること、事業者は介護職員の確保に苦慮している。安全・安心の介護を実現するためには、介護職員の処遇を改善し恒久的な制度に改善する必要がある。</p>		
関係法令	介護保険法		